



Yanagisawa Accounting Firm

## 柳澤会計グループ

〒391-0003 長野県茅野市本町西 1-40

TEL : 0266-72-5060 FAX : 0266-72-5063

### 新型コロナウイルス感染防止に関する柳澤会計グループの対応方針ならびに協力のお願い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大、政府より緊急事態宣言の発令を受けまして弊社では以下の通り対応をさせていただくこととなりました。

弊社社員ならびに関係の皆様のご安全確保を最優先し、情報収集を行いながら状況に応じた必要な対応を速やかに実施してまいります。

皆様には大変ご迷惑をおかけしますが何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 【 適用期間 】

～6月30日（状況により変更となる場合があります）

#### 【 対応方針 】

##### ○お客様への対応について

- ・メール・郵送・電話・ビデオ会議等を利用して訪問を出来るだけ控えさせていただきます。
- ・月次及び決算作業については資料のお預りをお願いし、訪問時間になるべく短時間となるように対応を取らせていただきます。
- ・勤務時間外の対応は控えさせていただきます。

##### ○社内における予防措置

- ・出社前に体温を測定し、体温が37度以上ある場合は出社禁止。
- ・発熱がない場合も、咳や鼻水が多いなど体調不良の兆候が見られる場合は出社禁止。
- ・不要不急の会議、社内行事、会食等の中止、外部研修の参加の禁止。
- ・社内での感染予防措置の徹底。（換気、事務スペースの分散、会議の時間短縮、清掃・消毒）

### サマータイム5月1日（金）開始

今年も当事務所ではサマータイム・クールビスを実施します。

サマータイム期間：5月1日（金）から9月30日（水）まで

勤務時間：8時～17時（電話受付 9時～17時）

※緊急の場合等は担当者の携帯電話へご連絡下さい。

“サマータイム”は8時始業・17時終業とし、朝、頭が冴えた状態から業務に取り組みます。

“クールビス”ではノーネクタイなどの軽装にて、エアコンの使用を控えめにして業務を行います。

## 新型コロナウイルス感染症に伴う期限の延長・納税猶予

国税庁では、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等に鑑み、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難であった方については、期限を区切らず柔軟に受け付けることとしているほか、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方には納税の猶予制度を行っています。

### 1. 期限の個別延長について

#### (1) 法人

令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告については、令和2年4月16日（木）の期限までに申告することが困難であった方については期限を区切らずに、同年4月17日（金）以降であっても受け付けることとしています。

法人についても、新型コロナウイルス感染症の各地での感染の拡大状況を踏まえ、個人の取扱いと同様に、柔軟に確定申告を受け付け、感染症の影響を受けて期限までに申告が困難な場合には、個別に申告期限延長が認められます。

#### (2) 相続税

新型コロナウイルス感染症の影響により、相続人等が期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、個別に申請していただくことにより期限の個別延長が認められます。このやむを得ない理由については、新型コロナウイルス感染症に感染した場合はもとより、新型コロナウイルス感染症の影響によって相続人等が次のような状況となっていることにより、申告をすることが困難なケースなどが該当することになります。

- 体調不良により外出を控えている場合
- 平日の在宅勤務を要請している自治体にお住まいの場合
- 感染拡大により外出を控えている場合

また、上記のような理由以外であっても、感染症の影響を受けて申告・納付期限までに申告・納付が困難な場合には、個別に申告・納付期限の延長が認められます。

### 2. 個別延長のための申請手続きについて

申請に当たっては、別途、申請書を作成する必要はなく、申告の際、その申告書等の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記していただくことで申請を行うことができます。この場合、延長される申告・納付の期限は原則として申告書等の提出日となります。

### 3. 新型コロナウイルス感染症の影響による納税猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められ、猶予期間中の延滞税が軽減されます。

- ① 国税の一時納付により、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
  - ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
  - ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
  - ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること。
- ※ 担保の提供が明らかに可能な場合を除いて、担保は不要となります。

(坂本 憲彦)

## 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置（案）

令和2年4月20日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置（案）」では、新型コロナウイルス感染症のわが国社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずることとしています。



### 1. 納税の猶予制度の特例

令和2年2月1日以後における一定の期間（1か月以上）において、収入に相当の減少（前年同期比概ね20%以上の減）があった場合について1年間納税を猶予。（無担保・延滞税なし）

### 2. 欠損金の繰戻しによる還付の特例

現在、中小企業（資本金1億円以下の法人）に認められている青色欠損金の繰戻し還付について、中堅企業（資本金1億円超10億円以下の法人）も適用できることとする。（令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金に適用）

### 3. テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

現行の中小企業者等が、特定経営力向上設備等の取得等をした場合に、即時償却又は7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除ができる制度の対象設備にテレワーク等のための設備投資に係る新たな類型を追加する。

### 4. 文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した際の文化芸術・スポーツに係る一定のイベントの入場料等について、観客等が払戻請求権を放棄した場合には、当該放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象とする。

### 5. 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として、住宅ローンを借りて新築した住宅、取得した建売住宅又は中古住宅、増改築等を行った住宅に令和2年12月末までに入居できなかった場合でも、一定の要件を満たす場合には、控除期間が13年に延長された住宅ローン控除を適用できることとする。
- ・住宅ローンを借りて取得した中古住宅について、その取得の日から入居までに6ヵ月超の期間が経過していた場合でも、一定の要件を満たす場合には、当該住宅ローンに住宅ローン控除を適用できることとする。

### 6. 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者の一定期間（一か月以上）における売上げが著しく減少（前年同期比概ね50%以上）した場合、課税期間開始後における消費税の課税選択に係る適用の変更を可能とする特例を設ける。また、事業者の実情に応じた対応を可能とするため、課税事業者を選択した場合の2年間の継続適用要件等は適用しない。

### 7. 特別貸付に係る契約書の印紙税の非課税

公的金融機関や民間金融機関等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別な貸付けに係る契約書については、印紙税を非課税とする。

# 持続化給付金

## 持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対し、事業の継続を下支えする目的の給付金です。

## 給付額

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

融資とは異なり返済不要

### ■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

## 給付対象の主な要件

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
3. 法人の場合は、
  - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
  - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

2020年1～12月のうちの一月の売上と、2019年の同月の売上を比較し、50%以上減少した月を選択します。選択する月によって給付額が異なる場合があります。自社に有利となるようご活用ください。

申請期間は**令和2年度補正予算成立の翌日から2021年1月15日まで**、また申請方法は**持続化給付金の申請用HP**より電子申請にて行います。詳細は経済産業省HPをご確認ください。(北原隆幸)

## 職員コラム ～わかりたい～ 御子柴 朋華

初めまして、信州大学を卒業し、4月より入社いたしました。御子柴 朋華と申します。これからよろしくお願いいたします。

早いもので、入社してから1ヶ月が経ちました。目まぐるしい日々ではありますが、毎日が新鮮でとても充実しております。また、世間では新型コロナウイルスの影響により、仕事がままならない人も大勢いる中、普段通りにはいかないものの、マスクを着用しながらもなんとか出勤をさせていただき、一日一日学びの場を与えていただけていること、本当に有難く思います。

そんな私ですが、あることを目標にしたいと思っております。それは、入社してすぐ、会社のある先輩社員の方から言っていただいた言葉にあります。

「初めは全然分からないことだらけだと思うけど、いつかわかるときがくる。それには3年くらいはかかるけどね。段々にわかってくるってことはない、わかるときは一気にわかる。」

なぜだか、この言葉にはとても説得力がありました。ここで言う「わかる」とは、業務の手順のことなのか、仕事の面白さなのか、将又自分の存在意義なのか、今はまだそれすらもわかりませんが、“それ”がいつわかるその日まで、とにかく今は我武者羅に走ってみたいと思います。

